

第50回婦人の地位委員会 目黒依子 日本代表ステートメント

1. 冒頭

はじめに、日本政府を代表し、新しい議長及びその他のビューローメンバーが選出されたことに祝意を表したい。

我々は、昨年の「北京+10」ハイレベル会合において、北京宣言・行動綱領及び女性2000年会議成果文書を再確認し、それらの実施に向けた一層の努力を誓った。

男女共同参画は、小泉純一郎総理大臣が現在進めている構造改革の重要な柱となっている。そのため、小泉純一郎総理大臣は、昨年10月、初めて男女共同参画専任の大臣である猪口邦子少子化・男女共同参画担当大臣を任命した。

昨年9月の衆議院議員選挙では、26%増の43人という過去最多の女性議員が誕生した。女性の社会進出が進み、意思決定に携わる女性も増えてきてはいるが、まだ十分とは到底言い難く、今後とも、ジェンダー平等を強力に推進し、男女がともに自己実現できるフェアな社会へ向けた改革を進めていく。

そこで、日本政府は、北京+10会合の成果を反映させて男女共同参画基本計画を昨年末に改定した。同計画では、あらゆる分野における指導的な地位の女性割合の目標の設定や達成のためのポジティブアクションの活用、女性科学者の具体的な数値目標の設定や研究活動に対する支援策の充実など、2010年末までの総合的な施策を定めた。

以下、今次会合の2テーマに関する日本の取組と課題について紹介したい。

2. テーマ1「開発への女性の参画：特に教育、健康、雇用の分野における、ジェンダー平等・女性の地位向上の達成を可能とする環境」

2005年世界サミットにおいても、ミレニアム開発目標の達成には北京宣言・行動綱領及び女性2000年会議成果文書の完全かつ効果的实施が不可欠であることが再確認された。特に、教育、健康及び雇用の分野におけるジェンダー平等達成を可能とする環境の確保については、先進国・開発途上国の区別なく国際社会全体の課題であり、それらはクロスカuttingな問題である。

我が国は、教育の分野においては、特に、子育て等で一旦仕事を中断した女性の再チャレンジ支援を含めた生涯学習・職業能力向上の機会の充実を推進している。また、研究活動と出産・育児の両立支援策を講じて、科学技術分野における女性の活動を支援する。更

には、日本の研究者総数に占める女性の割合が11.9%と国際的に見て際立って低い中、男女共同参画担当大臣のイニシアティブによって、総合科学技術会議との連携が図られ、第2次男女共同参画基本計画等において、自然科学系全体としての女性研究者の採用割合を25%とすることを期待するとの数値目標を政府として初めて設定した。

保健分野に関しては、女性が生涯を通じて健康を保持できるよう健康教育や相談支援を実施し、特に、妊娠から出産まで一貫した母子保健サービスを提供している。HIV/エイズについては、積極的啓発に努めるとともに医療・検査・相談体制の充実を図っている。

雇用における我が国の取組としては、均等な機会と待遇の確保を図るための（行政）指導の実施及び個別紛争の解決の援助、また私企業におけるポジティブアクション推進のための施策を展開する。仕事と家庭の両立支援策、農村女性の地位向上に向けた農業技術や経営管理能力向上のための研修・情報提供なども進めている。

日本政府は、開発への女性の参画に関し、国内施策整備だけでなく国際協力にも取り組んでいる。昨年（2014年）の第49回会合で発表した「GADイニシアティブ」では、我が国はODAのあらゆる段階においてジェンダーの視点を盛り込み、開発途上国におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた取組への支援を強化していく所存である。特に、女性も男性と平等に裨益できるよう、教育・保健への基礎社会サービス及び雇用・労働への支援機会への女性のアクセス向上に配慮している。

教育・保健・雇用の分野における環境整備にはなお課題も多いが、我が国は現在の施策をさらに検討し、進めていきたい。

3. テーマ2「すべてのレベルにおける意思決定過程への男女の平等な参画」

男女共同参画社会の形成にあたっては、国・地方などすべてのレベルにおける意思決定過程への男女の平等な参画の促進が極めて重要であり、構成員の意思を公正に反映できる参画の制度とその運用が必要である。

我が国の審議会などにおける女性委員の割合は、第1回世界女性会議が開催された1975年には2.4%であったが、「2005年度末までのできるだけ早い時期に女性委員の割合を30%にする」という数値目標をあげ、重点的に進めてきた結果、2005年9月末に目標より半年早い時期に、その割合は30.9%を達成した。

しかし我が国においては、国・地方また公的・私的分野を問わず、女性の政策・方針決定過程への参画状況は依然低いレベルにあり、改善されていない。社会経済情勢の変化に対応し、人々の暮らしの改善につながる分野での女性の一層の参画が望まれている。

このような課題をふまえ、改定された男女共同参画基本計画では、「新たな取組を必要とする分野」として防災、環境などの分野を明確に位置づけた。また「2020年までに指導的地位に占める女性の割合が少なくとも30%程度となるように期待する」という目標を明記し、男女共同参画社会基本法に規定されているポジティブ・アクション等の取組を進めるほか、地方公共自治体、企業、各種団体に対しても広く女性の参画促進を呼びかけ、その取組を支援する。

4．結び

我が国は、各国や国際機関、NGOを含む市民社会とのパートナーシップを通じて、国内及び国際社会における女性の地位向上と男女平等の実現に向けた一層の取組に務めたい。

国境を越えたパートナーシップの確立は重要であり、本年は特にアジア近隣諸国のナショナル・マシーナリーと連携し、ジェンダー平等政策について意見交換をする閣僚級の会議を、猪口邦子男女共同参画担当大臣の主催により東京で開催することを表明する。

(了)